

○嬉野市公衆無線LAN広告掲載要綱

平成27年12月28日

告示第111号

(趣旨)

第1条 この告示は、嬉野市広告掲載取扱規則（平成19年嬉野市規則第15号。以下「規則」という。）の規定に基づき、市が管理する公衆無線LAN（以下「市公衆無線LAN」という。）を広告媒体とする広告掲載に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この告示において「広告」とは、電子的に処理された画像を表示できる情報で、広告を掲載する者（以下「広告主」という。）の指定するホームページにリンクする機能を有するものをいう。

(基本原則及び基準の適用範囲)

第3条 規則第3条及び第4条の基本原則及び基準の規定は、広告主が指定するリンク先のホームページの内容についても、適用するものとする。

(広告掲載の位置及び枠数)

第4条 広告掲載の位置及び枠数は、次のとおりとする。

- (1) 位置 市公衆無線LANログイン後の広告表示画面
- (2) 枠数 6枠

(広告の規格等)

第5条 広告の規格は、次のとおりとする。

- (1) 大きさ 縦250ピクセル×横300ピクセル
- (2) 形式 GIF又はJPEG
- (3) データ容量 100キロバイト以下

2 広告は、次の各号に掲げるものによる表現を制限する。

- (1) アラートマーク、アニメーション又はフラッシュ等点滅するもの

- (2) 反転表示又は画面の切替わりがあるもの
- (3) テキストボックスが表示されているもの
- (4) プルダウンメニューが表示されているもの
- (5) 閉じる、いいえ、キャンセル等のボタン又はラジオボタンを使用するもの
- (6) 市に関する情報と錯誤するおそれのあるもの
- (7) 前各号に掲げるもののほか、広告として適当でないと市長が認めるもの
(広告掲載の募集方法)

第6条 広告の募集は、市報及び市ホームページにおいて公募する。

(広告掲載の期間)

第7条 広告掲載の期間は、それぞれの月の第1開庁日から1箇月を単位とし、12箇月を限度とする。

(広告掲載の申込み及び決定)

第8条 市公衆無線LANに広告を掲載しようとする者（以下「申込者」という。）は、市公衆無線LAN広告掲載申込書（様式第1号）により、掲載しようとする広告の原稿を添えて、市長に申込まなければならない。

2 広告掲載の申込みは、申込者1人につき1枠とし、同一申込者の複数枠の広告掲載はできないものとする。

3 市長は、第1項の規定により申込みがあった広告の掲載の可否を、規則第7条第1項の規定により設置する委員会の審査を経て、市公衆無線LAN広告掲載決定通知書（様式第2号）により、当該結果を申込者に対し、通知するものとする。

4 広告掲載の順位は、受付順とする。ただし、掲載枠数を超えて申込みがあった場合は、市内に事業所等を有するものを優先する。

(広告原稿の作成及び提出)

第9条 広告原稿（広告掲載が決定した原稿をいう。以下「バナー」という。）は、広告主の負担で作成し、市長が指定する期日までに第5条に規定する規格で電子媒体により提出するものとする。

(広告掲載料)

第10条 広告掲載料は、1枠月額1,000円(消費税及び地方消費税を含む。)とし、広告主は、掲載期間の広告掲載料を広告掲載の決定を通知した日から30日以内に納入しなければならない。

(広告掲載の取消し)

第11条 市長は、規則第13条第1項の規定により広告掲載の承認を取消した場合は、直ちに広告掲載を取り消すものとする。

2 市長は、前項の規定により広告の掲載を取り消した場合は、当該広告主に対して理由を付して、その旨を通知するものとする。

3 規則第13条第1項第3号に規定する、広告主が広告掲載の取消しを申出るときは、市公衆無線LAN広告掲載取消申出書(様式第3号)を市長に提出し、承認を受けなければならない。

(広告掲載料の還付)

第12条 規則第12条の規定により還付する広告掲載料は、市が当該広告の掲載期間において当該広告を掲載しなかった日数に応じて、第10条に規定する広告掲載料に基づき、日割りによる計算により算出した金額を広告主に返還する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる理由により、市の公衆無線LANの運営できない場合は、当該日数に係る広告掲載料は返還しないものとする。

(1) 機器等の保守又は工事を行う場合

(2) 機器等のシステム障害等が発生した場合

(3) 天災、事変その他の非常事態が発生した場合

3 前条の規定により、広告掲載を取り消した場合における納付済みの広告掲載料は、還付しないものとする。ただし、複数月の広告掲載料を納付している場合は、広告の取消しを通知した日の属する月の翌々月以降の掲載期間に係る広告掲載料を還付するものとする。

4 前各項の規定により還付する広告掲載料には、利子を付さない。

(広告の変更)

第13条 広告主は、広告掲載の期間が複数月の場合は、当該バナーを原則として、1箇月単位で変更することができるものとする。

2 前項の規定によりバナーを変更する場合において、第8条第1項及び第2項並びに第9条の規定を準用する。

(リンク先の変更)

第14条 広告主は、広告のリンク先を変更するときは、変更しようとする日から起算して5日前までに、その旨及び理由を市長に届け出るものとする。

(広告主の責務)

第15条 広告主は、広告及び広告主が指定したリンク先のホームページの内容その他広告掲載の一切について責任を負うものとし、第三者の権利の侵害、財産権の不適正な処理及び第三者に不利益を与える行為その他の不正な行為を行ってはならない。

2 広告主は、広告掲載により、第三者に対し、前項に規定する行為を行った場合は、自らの責任及び負担において、解決しなければならない。

(その他)

第16条 この告示に定めるもののほか、広告掲載に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この告示は、公布の日から施行する。